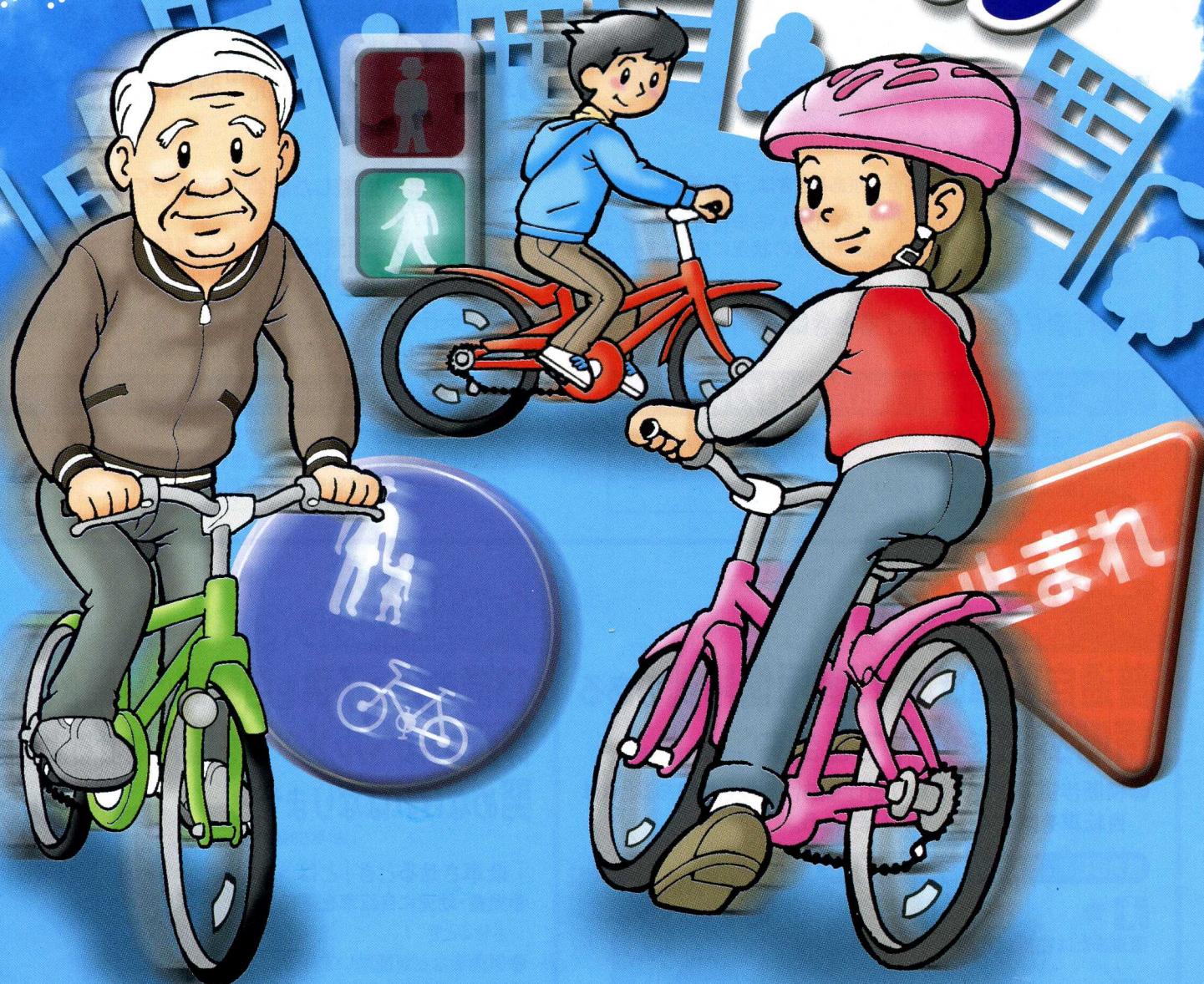


知っていますか？ 自転車の新しい 通行ルール

平成20年6月1日施行



(財)山口県交通安全協会
宇部交通安全協会

新しい●●● 通行ルール ①

普通自転車は「子供や高齢者などが運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通行できます (法:第63条の4第1項)

※「普通自転車」とは道路交通法施行規則で定められた基準に合った自転車をいい、一般的な自転車のほとんどが該当します。



普通自転車の歩道通行の方法

(法:第63条の4第2項)

① 車道寄り部分を徐行

「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行

「普通自転車通行指定部分」を通行している歩行者や通行しようとしている歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

② 歩行者の通行を妨げるときは一時停止

歩行者には通行回避の努力義務

歩道に「普通自転車通行指定部分」があるとき、歩行者はその部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。(法:第10条第3項)

普通自転車が歩道を通行できる場合

① 「歩道通行可」の標識(右図)等があるとき

② 以下の者が運転するとき (令:第26条)

- ・児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)
- ・70歳以上の高齢者
- ・内閣府令で定める障害(視覚・聴覚等の障害、音声・言語等の機能障害、肢体不自由など)のある身体障害者 (規:第9条の2の2)



「自転車および歩行者専用」の標識

③ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき

例えば、

- ・道路工事や連続した駐車車両などのため車道の左側端の通行が困難
- ・自動車等の交通量が著しく多く、道路幅が狭いなどのため、自動車等との接触の危険がある……など

※ただし、歩行者の安全を確保するため、警察官等が歩道を通行しないように指示したときは、歩道を通行できません。

「自転車は車道通行が原則」であることに変わりはありません。

※改正前は「普通自転車の歩道通行可」を意味する標識(上図)等があるときのみ歩道通行が可能でした。

新しい●●● 通行ルール ②

普通自転車は、歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます (令:第2条第1項)

- 横断歩道では、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは自転車を降りて押して渡りましょう。

普通自転車に対する歩行者用信号機の意味



青
直進または左折ができます。



青の点滅と赤
横断を始めてはなりません。

※改正前は歩行者用信号機のある横断歩道では、必ず自転車を降りて押して渡らなければならなかった。

※自転車横断帯があるときは、従来どおりそこを通行しなければなりません。



新しい●●● 通行ルール ③

13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません (法:第63条の10)

「乗車させるとき」とは

- 児童・幼児に自転車を運転させるとき
- 保護者などが補助いす等で幼児を自転車に同乗させるとき

